

令和8年10月14日
参考資料

住民監査請求の監査結果について

例大祭における道路使用許可申請手数料に関する件

県民から、地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求があり、同条第5項の規定に基づき監査を行い、請求人の主張には理由がないと認め、棄却することとし、請求人に対して別紙2のとおり通知しましたので、お知らせします。

1 請求書を受理した日

令和8年8月14日

2 請求人

(略)

3 監査結果の決定日

令和8年10月9日

4 監査結果の概要等

監査結果の概要は別紙1、請求人に通知した文書は別紙2のとおり

(請求人の氏名及び住所に関する情報は省略している。)

5 備考

請求人へ監査結果通知が到達したことを確認できた後に発表するため、監査結果の決定日と発表日が異なっています。

問合せ先

神奈川県監査事務局総務課

課長 高橋 電話 045-285-5053

副課長 新井 電話 045-285-5054

住民監査請求の結果の概要

(例大祭における道路使用許可申請手数料に関する件)

<住民監査請求の概要（請求人の主張）>

港北警察署長は、宗教法人菊名神社（以下「菊名神社」という。）による令和7年9月27日及び同月28日の例大祭（以下「本件例大祭」という。）において、菊名神社に対して、本来であれば、道路交通法第77条第1項第3号に該当する道路使用許可申請の対象行為（以下「第3号行為」という。）である露店の出店に係る申請をさせた上で、第3号行為に係る許可を行うべきところ、これを行っていなかった。

このことにより、本件例大祭の実施において、菊名神社が第3号行為に関して無許可で露店を出店した結果、本件例大祭は勿論のこと当該年度以前においても神奈川県道路交通法関係手数料条例（以下「条例」という。）別表第1中の第3号行為に係る許可によって収入すべき審査手数料相当額（少なくとも2,000円）が損害として発生している可能性があり、港北警察署長による不作為は、地方自治法第242条第1項に規定する、違法又は不当に公金の賦課・徴収を怠る事実該当する。

1 監査の結果

令和8年8月14日に受理した住民監査請求について、令和8年10月9日、監査委員の合議により、本件監査請求には理由がないと認め、請求を棄却した。

2 判断の理由（要旨）（別紙2 P9～P10）

本件例大祭の実施における第3号行為に係る道路使用許可申請は令和7年9月16日付けで行われ、「道路使用許可申請手数料（3号許可）」として、同日に2,000円が納付されており、港北警察署長が同月22日に、当該申請に基づく許可を行っていることから、県への損害は生じておらず、請求人が主張する公金の徴収を怠る事実は存在しない。

よって、港北警察署長が違法又は不当に公金の徴収を怠る事実は存在しないため、本件監査請求には理由がない。

監 第 1115 号
令和 8 年 10 月 9 日

請求人 (略) 様

神奈川県監査委員	大	竹	准	一
同	吉	川	知	恵
同	中	家	華	江
同	長	田	進	治
同	近	藤	大	輔

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

令和 8 年 8 月 14 日に受理した住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 5 項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

第 1 請求に対する判断

請求を棄却する。

第 2 請求の内容

1 請求人から提出された令和 8 年 8 月 13 日付け神奈川県職員措置請求書（以下「請求書」という。）の内容

（原則、内容は原文のまま。ただし、法律名の略表記については、他の法律と区別するため、置き換えを行った。）

1 請求の要旨

- (1) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「道交法」という。）では、
（道路の使用の許可）

第 77 条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下この節において「所轄警察署長」という。）の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。）を受けなければならない。

一・二（略）

三 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者

四 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道

路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしてようとする者

2～7 (略)

と規定するとともに、神奈川県道路交通法関係手数料条例（平成12年3月24日神奈川県条例第18号。以下「条例」という。）では、

（手数料の徴収）

第2条 知事は、別表第1の手数料を納付すべき者の欄に掲げる者から、それぞれ同表の手数料の名称の欄に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、同表の区分の欄に掲げる区分に応じ、特別の計算単位のあつるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ同表の金額の欄に掲げる額とする。

2・3 (略)

別表第1（第2条関係）

手数料を納付すべき者	手数料の名称	区分	金額
3 道交法第77条第1項の規定による道路の使用の許可を受けようとする者	道路使用許可申請手数料	道交法第77条第1項第1号に該当する場合	2,520円
		道交法第77条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当する場合	2,000円

と規定した上で、「道路使用許可取扱要綱の制定について」等に基づき、道交法及び条例に基づく道路使用許可に係る諸解釈・諸運用を定めている（甲第1号－p4～6、p31～34等、第2号）。

(2) もとより、道交法第77条柱書において「次の各号のいずれかに該当する者はそれぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長(略)の許可(略)を受けなければならない。」との規定から、同条第1項各号に掲げる複数の場合に該当する者は、使用の対象道路を管轄する警察署長からいずれも許可を得なければならないことは文理解釈上自明である。

(3) 神奈川県横浜市港北区菊名6丁目5-14に所在する「宗教法人 菊名神社（代表役員：石川 國樹）。以下単に「菊名神社」という。（甲第3号）」は、例年9月

において例大祭を実施している（甲第4号）。

- (4) そして、菊名神社による令和7年9月27日及び同月28日の例大祭（以下「本件例大祭」という。）の実施に先立った道路使用の許可申請において、菊名神社は「菊名神社祭禮の為、神輿・山車の通行」また、「露店も出店の予定です」とし、さらに、夜間における露店の出店を見据え、道路使用期間の時間帯を「9時～23時」等と自ら掲げていた（甲第5号－p3・p6）。
- (5) これらのことを踏まえれば、本件例大祭に係る道路使用行為は、道交法第77条第1項第3号及び同項第4号に該当する許可申請の対象行為（以下それぞれを「第3号行為」「第4号行為」という。）に該当することは明白である。
- (6) しかしながら、本件例大祭において多数の「露店、屋台店その他これらに類する店の出店」が予定されていた（甲第6号、第7号－p2）にもかかわらず、港北警察署長は、菊名神社に対して「神輿・山車の通行」に係る第4号行為に係る許可を行ったことのみに留まり、本来であれば「露店」の出店による第3号行為に係る申請をさせた上で、第3号行為に係る許可を行うべきところ、これを行っていなかった（甲第5号－p1・3・4・6）。
- (7) 港北警察署長がかかる第3号行為に係る許可を行っていなかったことにより、本件例大祭の実施において、菊名神社が第3号行為に関して無許可で露店を出店した結果、本件例大祭は勿論のこと当該年度以前においても条例別表第1中、第3号行為に係る許可による得べかりし審査手数料相当額という損害(少なくとも2,000円)が神奈川県に存在している高度の蓋然性がある。
- (8) よって、港北警察署長によるかかる不作為は、道交法及び条例における規定に係る趣旨に反するものであるため、即ち法第242条第1項に規定する「違法又は不当に公金の賦課・徴収を怠る事実」に該当するものである。
- (9) したがって、神奈川県監査委員から港北警察署長に対し下記の措置を講じるよう、勧告を求める。

記

過年度（令和7年度を含む。）における菊名神社による例大祭の実施による第3号行為に係る許可に基づく不徴収の審査手数料相当額を菊名神社へ請求すること

2 請求人

氏名 (略)

住所 (略)

3 請求人から提出された事実を証する書面

- ・ 甲第1号 道路使用許可取扱要綱の制定について
- ・ 甲第2号 道路使用の手續に係るHP
- ・ 甲第3号 菊名神社に係る履歴事項全部証明書のコピー
- ・ 甲第4号 菊名神社による令和6年度～令和8年度例大祭に係る実施案内
- ・ 甲第5号 行政文書一部公開決定通知書
- ・ 甲第6号 本件例大祭に係る実施案内
- ・ 甲第7号 本件例大祭に係る実施案内

第3 請求の受理

本件監査請求は、実際に受け付けた令和8年8月14日付けをもって受理した。

第4 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述の機会

(1) 証拠の提出の機会

請求人から新たな証拠の提出はなかった。

(2) 陳述の機会

請求人から陳述を行わない旨の申し出があったので、陳述は実施しなかった。

2 監査対象事項の特定

(1) 請求人の主張

請求人は、本件監査請求において、以下のとおり主張していると認められる。

港北警察署長は、菊名神社による本件例大祭において、菊名神社に対して、本来であれば、第3号行為である露店の出店に係る申請をさせた上で、第3号行為に係る許可を行うべきところ、これを行っていなかった。

このことにより、本件例大祭の実施において、菊名神社が第3号行為に関して無許可で露店を出店した結果、本件例大祭は勿論のこと当該年度以前においても条例別表第1中の第3号行為に係る許可によって収入すべき審査手数料相当額(少なくとも2,000円)が損害として発生している可能性があり、港北警察署長による不作為は、法第242条第1項に規定する、違法又は不当に公金の賦課・徴収を怠る事実該当する。

(2) 監査対象事項の特定

請求人は、請求書の「請求の要旨」の(7)において、「港北警察署長がかかる第3号行為に係る許可を行っていないかったことにより、本件例大祭の実施において、菊名神社が第3号行為に関して無許可で露店を出店した結果、本件例大祭は勿論のこと当該年度以前においても条例別表第1中、第3号行為に係る許可による得べかりし審査手数料相当額という損害(少なくとも2,000円)が神奈川県に存在している高度の蓋然性がある」と主張するとともに、「過年度(令和7年度を含む。)における菊名神社による例大祭の実施による第3号行為に係る許可に基づく不徴収の審査手数料相当額を菊名神社へ請求すること」を港北警察署長あてに勧告するよう求めており、本件例大祭より前に実施した例大祭における第3号行為に係る道路使用許可についても監査対象とするように求めていると認められる。

一方、請求書、事実証明書一覧及び事実証明書の甲第5号の令和7年10月14日付け神交規発第790号「行政文書一部公開決定通知書」によると、請求人が、菊名神社が本件例大祭の開催に当たって横浜市港北区内において道路使用許可申請を行った際の許可申請書、当該申請に係る許可証及びこれらに付随する一切の書類を求めた情報公開請求について、本件例大祭における第3号行為に係る道路使用許可証が公開されていないことから、港北警察署長が本件例大祭における第3号行為に係る道路使用許可を行っていないと主張していると認められる。

しかし、請求人は、事実証明書の甲第5号において、本件例大祭における第3号行為に係る道路使用許可がなされていないことを疎明しているのみに留まり、本件例大祭より前に実施した例大祭における第3号行為に係る道路使用許可がなされていないことを疎明する事実証明書を添付していない。

よって、監査の実施に当たっては、菊名神社による本件例大祭の実施において、菊名神社が道交法第77条第1項第3号に該当する道路使用許可を受けずに露店を出店し、道路を使用していたことに対して、港北警察署長が道路使用許可に係る審査手数料相当額を徴収していなかったことが、違法又は不当に公金の徴収を怠る事実該当するか否か、また、これにより県に損害が生じているか否かを監査対象事項とした。

3 監査対象箇所への調査

本件監査請求に関し、監査対象箇所として、本件例大祭に係る道路使用許可を行った港北警察署及び道路使用許可に係る条例及び事務を所管する神奈川県警察本部交通部交通規制課(以下「交通規制課」という。)を選定した。そして、令和8年9月11日9時50分から県庁新庁舎3階第2監査室において書記(法第200条第3項に規定する書記をいう。以下同じ。)による港北警察署の職員調査を実施し、本件例大祭における道路使用許可の申請状況等について聴取を行うとともに、同日10時05分から同室において交通規制課の職員調査を実施し、道路使用許可に係る手続及び運用等について聴取を行った。

なお、職員調査後も必要に応じて電話等で書記による追加聴取を行った。

港北警察署及び交通規制課の主張の要旨は、次のとおりであった。

(1) 港北警察署

ア 本件例大祭の露店出店における道交法第 77 条第 1 項第 3 号に基づく申請状況について

(ア) 当該申請の有無について

あり（資料：令和 7 年 9 月 16 日付け 道路使用許可申請書のとおり）

(イ) 申請内容について

- ・ 申請 日 令和 7 年 9 月 16 日
- ・ 申請 者 石川 國樹
- ・ 道路使用の目的 菊名神社例大祭 出店の為
- ・ 場所又は区間 祭礼指定区域（港北区菊名 6－5－14）神社前路上
- ・ 期 間 令和 7 年 9 月 27 日（土）9 時から 28 日（日）22 時まで
- ・ 手 数 料 道路使用許可申請手数料として、令和 7 年 9 月 16 日に 2,000 円を納付確認済み
- ・ 許 可 日 令和 7 年 9 月 22 日

(ウ) 当該申請の有無について

4 号許可の請求人と同一である。

(2) 交通規制課

ア 道路使用許可申請に係る法令等の規定について

- 道路の使用の許可に関する規定は、道交法第 77 条第 1 項に規定されている。
- 道交法第 77 条第 1 項第 4 号の「公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたもの」とは、神奈川県道路交通法施行細則（昭和 44 年神奈川県公安委員会規則第 1 号。以下「細則」という。）第 17 条に規定されている。
- 細則第 17 条に列举されている行為は、要許可行為として相対的に禁止されており、所轄警察署長の許可を受けなければならないとされている。
ただし、細則第 17 条に規定する行為は、
 - ・ 一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為
 - ・ 道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為が道路使用許可の対象となり、これらの行為に該当しなければ、道路使用許可の対象行為とはならない。

イ 道路使用許可申請手数料の性質及び徴収の根拠となる法令等の規定について

(ア) 道路使用許可申請手数料の徴収目的

手数料額については、申請書類の審査（形式要件）、道路使用許可証作成・交付費用、現地調査費等を勘案して算定し、事務経費の補てんを目的として徴収している。

(イ) 徴収の根拠

道路使用許可申請に係る手数料については、法第 227 条及び第 228 条の規定に基づき、条例第 2 条第 1 項及び別表第 1 により、「道交法第 77 条第 1 項の規定による道路の使用の許可を受けようとする者」から「道路使用許可申請手数料」として「道交法第 77 条第 1 項第 1 号に該当する場合」は「2,520 円」の金額を、「道交法第 77 条第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれかに該当する場合」は「2,000 円」の金額を徴収すると規定している。

ウ 道路使用許可申請手続及び事務処理の流れについて（申請～許可まで）

(ア) 道路使用許可申請の手続

道交法第 78 条第 1 項に基づき、道路使用許可を受けようとする者は、申請書を警察署に提出する。

(イ) 道路使用の許可

道交法第 77 条第 2 項に該当するときは、許可をすることとなる。その際、警察署長は必要な条件を付することができる。

(ウ) 許可の手続に必要な事項

道交法第 78 条第 6 項に規定された「前条第 1 項の許可の手続について必要な事項」については、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）第 10 条に定められている。

(イ) 実際の手続

- ・ 申請者は、道路使用を行おうとする住所地を管轄する警察署に、道路使用許可申請書を提出する。
- ・ 申請書を受理した担当者は、
 - 申請をすることができる期間内にされたものであること
 - 申請書の記載事項に不備がないこと
 - 申請書に必要な書類が添付されていること（例 位置図、現況道路・見取図等現場の状況がわかる資料）等の、形式上の要件を審査する。
- ・ 警察署長は、道交法第 77 条第 2 項に該当するときは、当該申請を許可する。
- ・ 申請者に対し、道路使用許可証を交付する。

(オ) 標準処理期間

7 日以内（行政庁の休日は含まない。）。

なお、道交法第 78 条第 2 項の規定に基づき、道路の管理者を経由して提出された申請については、14 日以内とする。

第 5 監査の結果

1 認定した事実

職員調査による港北警察署及び交通規制課からの説明、提出書類等を踏まえ、認定した事実は次のとおりである。

(1) 道路使用許可について

ア 道路の使用に関する規定については、「第 4 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(2) 交通規制課－ア 道路使用許可申請に係る法令等の規定について」のとおり、道交法第 77 条第 1 項に規定されており、同項第 3 号に該当する「場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者」は、道路の使用に当たり、当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならないとされている。

イ 道路使用許可申請に係る手続については、「第 4 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(2) 交通規制課－ウ 道路使用許可申請手続及び事務処理の流れについて（申請～許可まで）－(ア) 道路使用許可申請の手続」のとおり、道交法第 78 条第 1 項に規定されており、「前条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、内閣府令で定める事項を記載した申請書を所轄警察署長に提出しなければならない」とされている。

ウ 道路使用の許可については、「第 4 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(2) 交通規制課－ウ 道路使用許可申請手続及び事務処理の流れについて（申請～許可まで）－(イ) 道路使用の許可」のとおり、道交法第 77 条第 2 項において、「前項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、所轄警察署長は、許可をしなければならない」と規定されており、同項第 1 号「当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき」、第 2 号「当該申請に係る行為が許可に付された条件に従って行なわれることにより交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき」、第 3 号「当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき」のいずれかに該当するときは、警察署長は許可することになる。

エ 道路使用許可申請の流れについては、「第 4 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(2) 交通規制課－ウ 道路使用許可申請手続及び事務処理の流れについ

て（申請～許可まで）－(エ) 実際の手続」のとおり、申請者は道路使用を行おうとする住所地を管轄する警察署に、道路使用許可申請書を提出し、申請を受理した担当者は、申請書の記載事項や添付資料等の形式上の要件を審査した上で、道交法第 77 条第 2 項に該当するときは、当該申請を許可し、申請者に対し、道路使用許可証を交付することとされている。また、標準処理期間は、7 日以内（行政庁の休日含まない。）とされている。

(2) 道路使用許可申請手数料について

道路使用許可申請に係る手数料については、「第 4 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(2) 交通規制課－イ 道路使用許可申請手数料の性質及び徴収の根拠となる法令等の規定について－(イ) 徴収の根拠」のとおり、法第 227 条及び第 228 条の規定に基づく、条例第 2 条第 1 項及び別表第 1 により、「道交法第 77 条第 1 項の規定による道路の使用の許可を受けようとする者」から「道路使用許可申請手数料」として「道交法第 77 条第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれかに該当する場合」は「2,000 円」の金額を徴収すると規定されている。また、同条例第 5 条には「第 2 条の手数は、パーキング・メーター作動手数料にあつては作動させる際、パーキング・チケット発給手数料にあつては発給を受ける際、その他の手数料にあつては申請する際に納付しなければならない」とされており、道路使用許可申請手数料は、道路使用許可申請を行う際に納付しなければならないとされている。

(3) 本件例大祭の露店出店における道交法第 77 条第 1 項第 3 号に基づく申請状況について

本件例大祭の露店出店における道交法第 77 条第 1 項第 3 号に基づく申請は、「第 4 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(1) 港北警察署－ア 本件例大祭の露店出店における道交法第 77 条第 1 項第 3 号に基づく申請状況について－(ア) 当該申請の有無について」及び「第 4 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(1) 港北警察署－ア 本件例大祭の露店出店における道交法第 77 条第 1 項第 3 号に基づく申請状況について－(イ) 申請内容について」のとおり、令和 7 年 9 月 16 日付けで「祭礼実行委員会 石川 國樹」により「令和 7 年 9 月 27 日（土）9 時から 28 日（日）22 時まで」「菊名神社例大祭 出店の為」として、「祭礼指定区域（港北区菊名 6－5－14）神社前路上」の道路使用の許可を求める申請が行われており、また、「道路使用許可申請手数料（3 号許可）」として、同日に 2,000 円を納付していることが納付済証から明らかであり、港北警察署長が同月 22 日に当該申請に基づく許可を行ったことが認められる。

2 判断の理由

本件監査請求に関し、「1 認定した事実」を踏まえ、本件例大祭の実施において、露店の出店に関し第 3 号行為に係る道路使用許可を受けずに道路を使用していたことに対して、港北警察署長が道路使用許可に係る審査手数料相当額を徴収していなかった

ことが、違法又は不当に公金の徴収を怠る事実には該当するか否か、そして、これにより県に損害が生じているか否かについて、以下のとおり判断した。

「1 認定した事実－(3) 本件例大祭の露店出店における道交法第77条第1項第3号に基づく申請状況について」のとおり、本件例大祭の実施における第3号行為に係る道路使用許可申請は令和7年9月16日付けで行われ、「道路使用許可申請手数料（3号許可）」として、同日に2,000円が納付されており、港北警察署長が同月22日に、当該申請に基づく許可を行っていることから、県への損害は生じておらず、請求人が主張する公金の徴収を怠る事実は存在しない。

3 結論

以上のことから、本件例大祭における第3号行為に係る道路使用許可は令和7年9月22日に行われているとともに、道路使用許可申請手数料は同月16日に納付済みであり、県への損害は生じておらず、港北警察署長が違法又は不当に公金の徴収を怠る事実は存在しないため、本件監査請求には理由がない。